

議案第 14 号

史料編集業務嘱託員設置規程について

史料編集業務嘱託員設置規程を別紙のとおり定める。

平成 23 年 3 月 9 日

沖縄県教育委員会

史料編集業務嘱託員設置規程

(設置)

第1条 沖縄県の歴史に関する史料の収集、整理及び編集業務を円滑に行うため、教育庁文化財課に史料編集業務嘱託員（以下「嘱託員」という。）を設置する。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第3条 嘱託員は、教育庁文化財課長（以下「文化財課長」という。）の指揮監督を受けて、次に掲げる業務を行う。

- (1) 沖縄の歴史の編集に必要な資料の調査、収集、整理及び利用並びに刊行物の編集及び校正に関する業務
- (2) 新沖縄県史編集委員会設置条例（平成17年沖縄県条例第74号）に基づく新沖縄県史編集委員会の会議に関する業務
- (3) その他史料編集に関する業務

(委嘱及び委嘱期間)

第4条 嘱託員は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 2 嘱託員の委嘱期間は、1年以内とし、2回に限り更新することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、2回を超えて更新する必要がある場合には、文化財課長は、教育庁総務課長と協議するものとする。

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(勤務条件)

第6条 嘱託員の勤務場所は、沖縄県公文書館内の教育庁文化財課史料編集班とする。

- 2 嘱託員の1月の勤務日数は、16日以内とし、勤務する日は、文化財課長が別に定める。
- 3 嘱託員の勤務時間は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の規定の適用を受ける職員の勤務時間に準ずるものとする。

(服務)

第7条 嘱託員は、その職務の遂行に当たって、法令、条例、規則等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従わなければならない。

- 2 嘱託員は、その職務の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また、同様とする。
- 4 嘱託員は、勤務時間中は職務に専念しなければならない。

(解嘱)

第8条 教育委員会は、嘱託員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 嘱託員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

訓令案の概要説明

文化課

1 件名

史料編集業務嘱託員設置規程

2 制定の経緯及び必要性

史料編集業務内容として沖縄の歴史編集に必要な資料の調査・収集・整理・利用並びに刊行物の編集・校正等を日常的に遂行する必要がある、これらの業務に加え、編集委員会等の会議開催時の資料作成及び運営業務を遂行するために嘱託員を設置する必要がある、設置規程を策定する。

3 制定案の概要

- (1) 嘱託員の設置について定める（第1条）
- (2) 嘱託員の身分について定める（第2条）
- (3) 嘱託員の職務について定める（第3条）
- (4) 嘱託員の委嘱及び委嘱期間について定める（第4条）
- (5) 嘱託員の報酬等について定める（第5条）
- (6) 嘱託員の勤務条件について定める（第6条）
- (7) 嘱託員の服務について定める（第7条）
- (8) 嘱託員の解嘱について定める（第8条）
- (9) 嘱託員の補則について定める（第9条）
- (10) 訓令の施行は、平成23年4月1日とする。

4 関係課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

なし